

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

諫早市長 大久保 潔重

市町村名 (市町村コード)	諫早市 (42204)
地域名 (地域内農業集落名)	有喜地域 (有喜南部土地改良区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月18日 (第 1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

橘湾に面した南斜面の畑地帯では、長崎県により67haの土地改良事業が実施され令和4年度で完了している。これにより、圃場整備及び畑地かんがい施設が整備され、ばれいしょ、にんじん、だいこんを中心とした作物が作付けされている。基盤整備により担い手農家への農地集積がなされたことで、70才以上の農業者が耕作する耕地面積は全体の15%程度に減少し、農家の高齢化が改善された。イノシシの被害が増加傾向にある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物として、ばれいしょ、にんじん、だいこんが栽培されており、さらなる農作業の効率化のため、農地の出し手、受け手の意向を把握しながら、農地中間管理機構に貸し付け、担い手への集積、集約を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	67.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

有喜南部土地改良区の区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手、受け手の意向を把握しながら、農地中間管理機構に貸し付け、担い手への集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在のところ未定。今後も協議の場において検討を継続する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ未定。今後も協議の場において検討を継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害(イノシシ)が増加傾向にあるため土地改良事業により設置された侵入防止柵の点検や捕獲体制の構築に取り組む。